

2013 年 7 月 12 日

みずほコーポレート銀行（中国）有限公司

中国アドバイザー一部

—金融政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 272 号 ）

中国人民銀行、 クロスボーダー人民元決済を簡素化 人民元の国外貸付も認可不要に

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

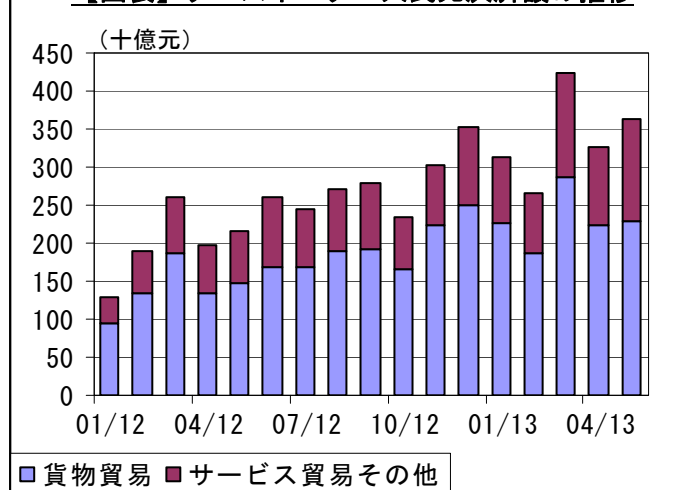
中国人民銀行は、2013 年 7 月 5 日付で『クロスボーダー人民元業務フローの簡素化および関連政策の
完普化についての通達』（銀発[2013]168 号、以下『168 号通達』という）を公布・施行しました。経常
項目の人民元建てクロスボーダー決済に係る手続を簡素化したほか、人民元の国外貸付に係る認可を廃
止するなど、資本項目の開放と人民元の国際化をさらに推し進める内容となっています。

□ 人民元決済業務の簡素化を全国展開

経常項目に係る人民元建てクロスボーダー決済は、2012 年 3 月公布の『人民元建て輸出
貨物貿易決済における企業管理に関する問題
についての通達』（銀発[2012]23 号、以下『23
号通達』という）と同年 6 月公布の『人民元
建て輸出貨物貿易決済企業の重点監督管理リ
ストに関する書簡』（銀弁函[2012]381 号）に
より、「輸出貨物貿易人民元決済企業重点監督
管理リスト」に掲載されている企業以外の全
国の企業に開放された後、全国各地で異なる
方式の手続簡素化措置が試行されてきました¹。

『168 号通達』は、簡素化措置を全国で統一して実施するものです。中国の国内企業は、リスト掲載
企業を除き、銀行に業務証憑（輸出入契約書、通関申告書等）もしくは『クロスボーダー人民元決済受

【図表】クロスボーダー人民元決済額の推移



（出所：中国人民銀行、CEIC）

¹ 例えば上海市では、銀行が中国人民銀行の定めた条件に従って手続簡素化の試行企業を選定、『クロスボーダー人民元決済受取・支払
説明』のみの提出で直接決済を行い、加えて定期的な事後審査を行うことになっていました。

取・支払説明』を提出して人民元建てクロスボーダー決済を行うことができます（第1条第1項）。このリストは、『168号通達』の公布に合わせて更新されており、掲載企業数が昨年の9,502社から1万2,120社に増加しています。リスト掲載企業も人民元建てクロスボーダー決済を行うことは可能ですが、厳格な審査が課されます。なお、リスト掲載企業は人民元の輸出代金を国外に留保できません（『23号通達』第4条）。

「輸出貨物貿易人民元決済企業重点監督管理リスト」掲載企業の選定基準

- ✓ 直近2年以内に輸出税還付を詐取した、脱税した、インボイスを虚偽発行した、もしくは虚偽発行された増値税専用インボイスを受領した場合
- ✓ 直近2年以内に脱税の疑い、輸出税還付詐取の疑い、インボイスの虚偽発行または虚偽発行された増値税専用インボイスの受領の疑いで税務機関および公安等の部門により立件調査された場合
- ✓ 直近2年以内に密輸等の重大な税関監督管理に違反する行為があった場合
- ✓ 直近2年以内に比較的重大な金融管理規定に違反する行為があった場合
- ✓ 直近2年以内に比較的重大な国の対外貿易法律・法規に違反する行為があった場合
- ✓ 直近2年以内に比較的重大なその他の違法行為があった場合

（『23号通達』第2条）

また、中国人民銀行は国内銀行にクロスボーダー人民元の貿易融資業務の展開を奨励しており、銀行はクロスボーダー人民元貿易融資債権のクロスボーダー譲渡業務も展開できることを明記しています（『168号通達』第3条）。

□ 人民元国外貸付は銀行に直接申請へ

これまで中国人民銀行の個別認可が必要だった人民元の国外貸付も、今後は銀行に直接申請して取り扱うことができるようになります。『168号通達』は、グループ企業間で人民元資金プーリングを実施している場合、このスキームを通じて国外貸付を実行できる（第3条第1項）ほか、貸付の利息や期限、使途は契約者双方が合理的な範囲内で取り決めることができるとしています（同第4項）。

人民元の国外貸付を実行する場合、銀行で人民元専用預金口座を開設し、この口座を通じて貸付と元利金の回収を行わなければなりません（同第3項）。なお、回収額は「貸付金額および利息、国内所得税、関連費用等の合理的な収入の合計を超えてはならない」とされています（同第5項）。

□ 人民元での対外保証提供も可能と明記

『168号通達』は、国外で人民元債券を発行する場合の専用預金口座の取り扱いについても規定しています（第4条第1項）。専用口座の金利は、中国人民銀行が公布している普通預金金利が適用されるほか、債券発行で調達した資金は債券募集説明書に記載した使用範囲内で使用しなければならないと明記しています。国外での人民元債券の発行は、一定の条件を満たした上で当局の批准を得なければなりませんが、現在、国内に比べ低金利のオフショア人民元（CNH）を調達できるメリットがあります。

また、国内企業は国外での借入に人民元による対外保証を提供することができます（第5条、いわゆる「内保外貸」業務）。なお、保証履行時は、国外に留保した人民元で支払うことも可能としています。

*

『168 号通達』の詳細については、4 ページからの日本語仮訳および 8 ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザリー部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

中国人民銀行
銀発[2013]168号

クロスボーダー人民元業務フローの簡素化および関連政策の完善化についての通達

中国人民銀行上海総部、各分行・営業管理部、省都（首府）都市中心支行・副省級都市中心支行、国家開発銀行・各政策性銀行・国有商業銀行・株式制商業銀行、中国邮政貯蓄銀行：

クロスボーダー人民元決済の効率をさらに高め、銀行業金融機関（以下「銀行」という）および企業が人民元を使用してクロスボーダー決済を行うことを利便化するため、ここにクロスボーダー人民元業務フローの簡素化および関連政策の完善化等の事項について以下のように通知する。

1、経常項目に係るクロスボーダー人民元決済業務について

- (1) 国内銀行は、「自分の顧客を理解する」、「自分の業務を理解する」、「審査の職責を尽くす」の3原則の基礎の上に、企業（輸出貨物貿易人民元決済企業重点監督管理リスト内の企業を除く）が提出する業務証憑もしくは『クロスボーダー人民元決済受取・支払説明』により、直接クロスボーダー決済手続を行うことができる。
- (2) 企業が経常項目に係る人民元決済資金を自動的に入金する必要がある場合、国内銀行はまずそのために入金手続を行い、後で関連貿易の真実性審査を行うことができる。
- (3) 国内銀行によるクロスボーダー人民元貿易融資業務の展開を奨励する。国内銀行は、クロスボーダー人民元貿易融資資産のクロスボーダー譲渡業務を展開することができる。
- (4) 輸出貨物貿易人民元決済企業重点監督管理リスト内の企業が経常項目に係るクロスボーダー人民元決済業務手続を行うとき、国内銀行は『中国人民銀行弁公庁・財政部弁公庁・商務部弁公庁・税関総署弁公庁・国家税務総局弁公庁・中国銀行業監督管理委員会弁公庁による人民元建て輸出貨物貿易決済企業の重点監督管理リストに関する書簡』（銀弁函[2012]381号）が確定した原則に基づき、厳格に業務の真実性審査を行わなければならない。人民銀行各分支機構は、当該地区で登録した輸出貨物貿易人民元決済企業重点監督管理リストを管轄内の銀行に発送して内部使用させることができる。

2、銀行カード人民元口座のクロスボーダークリアリング業務について

- (1) 銀行カード人民元口座内で取引する銀行間クロスボーダークリアリング業務は、国内で設立し

た人民元業務資格を有する銀行カードクリアリング機構（以下「国内銀行カードクリアリング機構」という）により、国外人民元業務クリアリングバンクもしくは国内代理銀行のチャネルを通じて手続を行わなければならない。

- (2) 国外で国内銀行が発行した銀行カードを使用する人民元口座消費もしくは現金引出の後、国内カード発行銀行は人民元で国内銀行カードクリアリング機構と清算し、国内銀行カードクリアリング機構は人民元もしくは外貨で国外受取機構と清算しなければならない。
- (3) 国内で国外銀行が発行した銀行カードを使用する人民元口座消費もしくは人民元现金引出の後、国内受取機構は人民元で国内銀行カードクリアリング機構と清算し、国内銀行カードクリアリング機構は人民元で国外カード発行銀行と清算しなければならない。
- (4) 銀行カード人民元口座の銀行間クロスボーダークリアリング業務に係わる人民元クロスボーダー受取・支払情報は、国内銀行カードクリアリング機構がその国内決済銀行を通じて統一して人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システムに報告する。
- (5) 銀行カード人民元クロスボーダークリアリング業務は、上述の規定に基づき手続を行う。中国人民銀行公告[2003]第16号第6条、中国人民銀行公告[2004]第8号第6条、『中国人民銀行による内地銀行が香港およびマカオの銀行と個人の人民元業務手続を行うことに関連する問題についての通達』（銀発[2004]254号）第3、4、17条の個人の人民元銀行カードクリアリング事項についての関連規定は、再び執行しない。

3、国内非金融機関の人民元国外貸付業務について

- (1) 国内非金融機関は、国内銀行に人民元国外貸付決済業務手続を申請することができる。持分関係を有する、もしくは同じ親会社が最終支配し、かつメンバー機構が地域本部もしくは投資管理機能行使する国内非金融機関は、人民元資金プーリングモデルを使用して国内銀行に人民元資金プーリング国外貸付決済業務の展開を申請することができる。
- (2) 国内銀行は、国内非金融機関が提出する人民元国外貸付業務申請資料を真剣に審査した後、そのためにクロスボーダー人民元決済業務手続を行うことができる。
- (3) 人民元国外貸付業務を展開する国内非金融機関は、『人民元銀行決済口座管理弁法』（中国人民銀行令[2003]第5号の発布）等の銀行決済口座管理規定に基づき、国内銀行に人民元専用預金口座の開設を申請し、人民元国外貸付に専ら用いなければならない。

- (4) 国内非金融機構による国外貸付の利率、期限および用途は、貸借双方が商業原則に基づき、合理的な範囲内で協議し確定する。
- (5) 人民元国外貸付は、必ず貸付する人民元専用預金口座を経て人民元で回収し、かつ回収金額は貸付金額および利息、国内所得税、関連費用等の合理的な収入の合計を超えてはならない。
- (6) 銀行は、情報報告の職責を真剣に履行し、遅滞なく正確に人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システムに人民元クロスボーダー受取・支払情報、クロスボーダー信用貸付融資業務等の関連情報を報告しなければならない。人民元クロスボーダー担保業務に関係する場合、人民元クロスボーダー担保情報も報告しなければならない。

4、国内非金融機関による人民元債券の国外発行について

- (1) 国内非金融機関は、『人民元銀行決済口座管理弁法』（中国人民銀行令[2003]第5号の発布）等の銀行決済口座管理規定に基づき、国内銀行に人民元専用預金口座の開設を申請し、人民銀行の同意を経て国外から払い込まれた債券発行募集資金の預金に専ら用いることができる。当該口座の預金利率は、人民銀行が公布する普通預金利率に基づき執行し、資金は厳格に債券募集説明書に約定した使用範囲内に基づき使用しなければならず、その他の用途に流用してはならない。
- (2) 国外で発行する人民元債券が人民元払込もしくは元利返済に係わる場合、国内銀行は遅滞なく正確に人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システムに人民元クロスボーダー受取・支払情報を報告しなければならない。人民元クロスボーダー担保業務に係わる場合、人民元クロスボーダー担保情報も報告しなければならない。

5、国内非金融機関は、『中華人民共和国物権法』、『中華人民共和国担保法』等の法律規定に基づき、人民元担保を対外的に提供することができる。国内非金融機関の対外担保が人民元を使用して履行するとき、国内銀行は真実性審査を行った後、そのために人民元決済手続を行うことができ、合わせて人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システムに関連情報を報告する。担保履行代金は、国内非金融機関がその国外留保する人民元資金を使用して直接支払うこともできる。

6、国内代理銀行は、国外参加銀行の人民元口座に対する融資期限を1年まで延長する場合、口座融資比率は当該国内代理銀行の人民元各種預金の前年度末残高の3%を超えてはならない。

7、国外参加銀行が国内代理銀行に開設する人民元コルレス口座は、国外参加銀行が国外人民元業務クリアリングバンクに開設する人民元口座との間で、決済需要により資金の振替を行うことができる。

各国外人民元業務クリアリングバンクは、国内に開設する人民元クリアリング口座との間で、決済需要により資金の振替を行うことができる。

- 8、人民銀行各分支機構は、人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システムを十分に利用して、情報のモニタリング分析を適切に遂行し、定期的に銀行および企業のクロスボーダー人民元業務の展開状況に対し法に基づきオフサイト検査監督を行い、合わせて実際の需要に基づき立入検査を行い、リスクを防止しなければならない。関連規定に違反した銀行を発見した場合、銀行に期限付きの是正を要求しなければならない。
- 9、本通達は、公布日より施行する。本通知と一致しない関連規定は、本通知を基準とする。人民銀行副省級都市中心支行以上の分支機構は、本通達を管轄内の人民銀行各分支機構、外資銀行および地方金融機関に転送すること。

執行中、問題に遭遇した場合、遅滞なく人民銀行貨幣政策二司に報告すること。

中国人民銀行
2013年7月5日

(中国語原文)

中国人民银行
银发〔2013〕168号
关于简化跨境人民币业务流程和完善有关政策的通知

中国人民银行上海总部，各分行、营业管理部，省会（首府）城市中心支行、副省级城市中心支行，国家开发银行、各政策性银行、国有商业银行、股份制商业银行，中国邮政储蓄银行：

为进一步提高跨境人民币结算效率，便利银行业金融机构（以下简称银行）和企业使用人民币进行跨境结算，现就简化跨境人民币业务流程和完善有关政策等事项通知如下：

一、关于经常项下跨境人民币结算业务

- （一）境内银行可在“了解你的客户”、“了解你的业务”、“尽职审查”三原则的基础上，凭企业（出口货物贸易人民币结算企业重点监管名单内的企业除外）提交的业务凭证或《跨境人民币结算收/付款说明》，直接办理跨境结算。
- （二）企业经常项下人民币结算资金需要自动入账的，境内银行可先为其办理入账，再进行相关贸易真实性审核。
- （三）鼓励境内银行开展跨境人民币贸易融资业务。境内银行可开展跨境人民币贸易融资资产跨境转让业务。
- （四）出口货物贸易人民币结算企业重点监管名单内的企业办理经常项下跨境人民币结算业务时，境内银行应按《中国人民银行办公厅 财政部办公厅 商务部办公厅 海关总署办公厅 国家税务总局办公厅 银监会办公厅关于出口货物贸易人民币结算企业重点监管名单的函》（银办函〔2012〕381号）确定的原则，严格进行业务真实性审核。人民银行各分支机构可将在本地区注册的出口货物贸易人民币结算企业重点监管名单发送给辖区内银行内部使用。

二、关于银行卡人民币账户跨境清算业务

- （一）银行卡人民币账户内交易的跨行跨境清算业务，应由在境内设立的具有人民币业务资格的银行卡清算机构（以下简称境内银行卡清算机构），通过境外人民币业务清算行或境内代理银行渠道办理。
- （二）在境外使用境内银行发行的银行卡的人民币账户消费或提取现钞后，境内发卡银行应以人民币与境内银行卡清算机构清算，境内银行卡清算机构以人民币或外币与境外收单机构清算。

- (三) 在境内使用境外银行发行的银行卡的人民币账户消费或提取人民币现钞后，境内收单机构应以人民币与境内银行卡清算机构清算，境内银行卡清算机构应以人民币与境外发卡银行清算。
- (四) 银行卡人民币账户跨行跨境清算业务涉及的人民币跨境收付信息，由境内银行卡清算机构通过其境内结算银行统一向人民币跨境收付信息管理系统报送。
- (五) 银行卡人民币跨境清算业务按上述规定办理，中国人民银行公告〔2003〕第16号第六条、中国人民银行公告〔2004〕第8号第六条、《中国人民银行关于内地银行与香港和澳门银行办理个人人民币业务有关问题的通知》（银发〔2004〕254号）第三、四、十七条关于个人人民币银行卡清算事宜的相关规定不再执行。

三、关于境内非金融机构人民币境外放款业务

- (一) 境内非金融机构可向境内银行申请办理人民币境外放款结算业务。具有股权关系或同由一家母公司最终控股，且由一家成员机构行使地区总部或投资管理职能的境内非金融机构，可使用人民币资金池模式向境内银行申请开展人民币资金池境外放款结算业务。
- (二) 境内银行应在认真审核境内非金融机构提交的人民币境外放款业务申请材料后，为其办理跨境人民币结算业务。
- (三) 开展人民币境外放款业务的境内非金融机构应按照《人民币银行结算账户管理办法》（中国人民银行令〔2003〕第5号发布）等银行结算账户管理规定，向境内银行申请开立人民币专用存款账户，专门用于人民币境外放款。
- (四) 境内非金融机构向境外放款的利率、期限和用途由借贷双方按照商业原则，在合理范围内协商确定。
- (五) 人民币境外放款必须经由放款的人民币专用存款账户以人民币收回，且回流金额不得超过放款金额及利息、境内所得税、相关费用等合理收入之和。
- (六) 银行应认真履行信息报送职责，及时准确地向人民币跨境收付信息管理系统报送人民币跨境收付信息、跨境信贷融资业务等相关信息。若涉及人民币跨境担保业务，还需报送人民币跨境担保信息。

四、关于境内非金融机构境外发行人民币债券

- (一) 境内非金融机构可按《人民币银行结算账户管理办法》(中国人民银行令〔2003〕第5号发布)等银行结算账户管理规定,向境内银行申请开立人民币专用存款账户,专门用于存放经人民银行同意从境外汇入的发债募集资金。该账户的存款利率按人民银行公布的活期存款利率执行,资金应当严格按照在债券募集说明书约定的使用范围内使用,不得挪作他用。
- (二) 境外发行人民币债券涉及人民币汇入或还本付息的,境内银行应及时准确地向人民币跨境收付信息管理系统报送人民币跨境收付信息。若涉及人民币跨境担保业务,还需报送人民币跨境担保信息。

五、境内非金融机构可以按照《中华人民共和国物权法》、《中华人民共和国担保法》等法律规定,对外提供人民币担保。境内非金融机构对外担保使用人民币履约时,境内银行进行真实性审核后,为其办理人民币结算,并向人民币跨境收付信息管理系统报送相关信息。履约款项也可由境内非金融机构使用其境外留存的人民币资金直接支付。

六、境内代理银行对境外参加银行的人民币账户融资期限延长至一年,账户融资比例不得超过该境内代理银行人民币各项存款上年末余额的3%。

七、境外参加银行在境内代理银行开立的人民币同业往来账户与境外参加银行在境外人民币业务清算行开立的人民币账户之间,因结算需要可进行资金汇划。各境外人民币业务清算行在境内开立的人民币清算账户之间,因结算需要可进行资金汇划。

八、人民银行各分支机构要充分利用人民币跨境收付信息管理系统,做好信息监测分析,定期对银行和企业跨境人民币业务开展情况依法进行非现场检查监督,并根据实际需要进行现场检查,防范风险。发现银行违反有关规定的,应要求银行限期整改。

九、本通知自发布之日起施行。与本通知不一致的有关规定,以本通知为准。请人民银行副省级城市中心支行以上分支机构将本通知转发至辖区内人民银行各分支机构、外资银行和地方法人金融机构。

执行中如遇问题,请及时报告人民银行货币政策二司。

中国人民银行
2013年7月5日